

# 「平成 29 年度主要農作物品種審査会（水稻・大豆）」会議録

1 日 時：平成 30 年 2 月 13 日（火）

2 場 所：宮城県行政庁舎 11 階 第 2 会議室

3 出席者

(1) 委員：8 名

齋藤 満保, 菅原 悟, 井城 克廣, 高澤 まき子, 加藤 房子, 本間 香貴, 鈴木 康則, 小島 俊夫

(2) 幹事：4 名

廣上 佳作, 堀内 保昭, 星 信幸, 佐野 幸一

4 会議録

(10 時開始)

○事務局（關口班長）

ただ今より、主要農作物品種審査会を開催いたします。

開会のあいさつを齋藤会長よりお願いいたします。

○齋藤会長

本日は、御多忙中にもかかわらず、主要農作物品種審査会に御出席いただき、厚くお礼申し上げます。今回の主要農作物品種審査会では、次年度の奨励品種決定調査に供する水稻・大豆の系統について御協議いただきます。

さて、水稻・大豆における新品種の動向についてですが、水稻につきましては皆さん御承知のとおり、近年、全国的に新品種が続々デビューを果たし、高価格帯のブランド米の産地間競争が激化しております。このような情勢の中、宮城県においては、平成 28 年 3 月に「だて正夢」と「金のいぶき」を県奨励品種に採用するとともに、「ササニシキ」と「ひとめぼれ」を加えた 4 本柱として、みやぎ米の評価向上に取り組んでおります。特に、昨年デビューした「だて正夢」については、県内の消費者の皆様を中心に、大変な好評であり、本格デビューを迎える今年は、昨年のおよそ 5 倍の 285ha で作付けされると伺っております。

また、大豆につきましては、関東や東北で普及が拡大している「里のほほえみ」をはじめ、各産地が新品種の導入を進めております。当県では、タンレイの後継品種として期待の大きかった「あきみやび」が胝目の問題で廃止されたところであり、実需者ニーズの少ない県産「タチナガハ」が過剰生産となっている現状なども考慮しますと、一刻も早い新品種の採用が期待されるところであります。

本日お集まりの皆様には、こうした情勢を踏まえ、各審議案について十分に御検討いただき、忌憚のない御意見や御提案をいただけますようお願い申し上げます、閉会の挨拶とさせていただきます。

それでは、本日はよろしくをお願いいたします。

○事務局（關口班長）

ありがとうございました。それでは、審議に移る前に、本日御出席いただいております委員の皆様方の御紹介をさせていただきます。

（委員 8 名を紹介）

○事務局（關口班長）

本日は委員 8 名の御出席をいただいておりますので、主要農作物品種審査会条例第 5 条第 2 項により、会議が成立しておりますことを御報告いたします。また、本審査会につきましては、情報公開条例に基づき、公開にて開催させていただきますので、委員の皆様には御了承願います。

それでは、これより審議に入りますが、これからの進行につきましては、主要農作物品種審査会条例の第

5条に基づきまして、齋藤会長を議長に進めて参りたいと思います。それでは、齋藤会長よろしくお願いたします。

○齋藤会長

それでは、暫時、議長を務めさせていただきます。はじめに、資料の1ページに知事からの諮問文がございますのでご覧願います。本日、奨励品種の改廃は予定されておりませんので、諮問事項は、

(1) 平成30年度奨励品種決定調査に供する品種（水稻）について

(2) 平成30年度奨励品種決定調査に供する品種（大豆）について

のみでございます。また、その他の事項として、作付面積が減少して県の基準を満たさなくなった奨励品種の取り扱いについても御協議いただきますので、よろしくお願いたします。

それでは、ただ今より、審議に入ります。

(1) 平成30年度奨励品種決定調査に供する品種（水稻）について、説明をお願いいたします。

○星部長

平成30年度奨励品種決定調査に供する品種（水稻）について説明。

○齋藤会長

ありがとうございました。それでは、順を追って審議を進めたいと思います。最初に、酒造好適米「東北酒218号」について、現在、奨励品種として「蔵の華」があるわけですが、これは心白が無く、すっきりしたタイプの日本酒ができる品種です。それとは異なる、心白が入った新しい酒米の系統として、「東北酒217号」と「東北酒218号」が出てきたわけですが、試験の結果、「東北酒218号」が良いようだという御説明でした。また、これについては、栽培試験は十分だろうということで、後は実需者の評価であるとか、醸造試験の結果などを確認して、次年度の品種審査会で取り扱いを決めたいという内容であったと思いますが、これについて、皆様から御意見や御質問がありましたら、お願いたします。

○井城副会長

「東北酒218号」は、粒張りが良く千粒重が大きいし、しかも心白の発現率が高いという御説明でした。平成29年は日較差があまり大きくはなかったわけですが、それでもこれだけ心白が出たという理解でよろしいでしょうか。

○星部長

今回御説明しましたデータは平成29年度の成績ですので、この気象条件での結果ということですが。審査会で採用を御検討いただく際には、過年度の試験成績も含めて提示したいと思いますが、今回は、単年度の成績に限って御説明しました。

なお、心白についてですが、「東北酒217号」は心白はありますが、中央からずれて発現するため、米を削りますと、部分的に心白も削れてしまいます。一方、「東北酒218号」では中央に発現しますので、そういった意味でも加工適性が高いと考えております。

○井城副会長

わかりました。「東北酒218号」はそういった部分でも有望ということですね。

○鈴木委員

伺いたいのですが、「東北酒218号」は、穂数が「蔵の華」よりもかなり少なくなっています。これによる単収への影響は無いのでしょうか。

○星部長

今回のデータでは、「東北酒218号」の単収は「蔵の華」と同等からやや劣る結果となっておりますが、前年までのデータでは、「東北酒218号」の方が多収であるという結果でした。今年の傾向としては穂数が減って減収したわけですが、このあたりは栽培技術でカバーできると判断していますので、全体的に見て、「蔵

の華」よりも収量性が高いと評価しています。

○齋藤会長

耐冷性等も「蔵の華」よりも「東北酒 218 号」の方が高いようですが、こうした点からも、「東北酒 218 号」は作りやすい品種と考えて良いでしょうか。

○星部長

耐冷性や耐倒伏性については記載のとおりですので、作りやすいと言えます。また、「東北酒 218 号」は収量的にも「蔵の華」よりも安定していますので、栽培的には安心して作れるものと考えています。勿論、奨励品種となれば、適切な栽培方法を試験していくわけですが、現時点でも、既にこうした傾向が確認されているということです。

○齋藤会長

その他、ございませんでしょうか。それでは次に進みまして、コシヒカリ環 1 号由来のカドミウム低吸収性遺伝子を保有する準同質遺伝子系統「東北 228 号」についてですが、これは、限りなくカドミウムの吸収性を抑えて、かつ「ひとめぼれ」と同質であることを目指した系統でありまして、粒の大きさ等は「ひとめぼれ」とほぼ同じでしたが、出穂期がばらけてしまったとの御説明でした。

このあたりについて、御質問や御意見がありましたら、お願いいたします。

○齋藤会長

では私から、地域によって出穂期が大きく異なったわけですが、例年試験を実施していて、これくらいの地域差はあるのでしょうか。少し差がありすぎる気もしますが。

○星部長

今年の水稲の作柄は天候不順により大きな影響を受けました。このあたりが今回の試験結果にも影響したかと考えています。なお、先程御説明しましたが、作物育種部では奨励品種決定調査とは別に、全国の試験地に「東北 228 号」を配布して、「ひとめぼれ」との比較を行っているところであり、夏の長雨や日照不足が無かった他の地域では、「ひとめぼれ」よりも出穂が 1~2 日程度遅れたという結果が出ておりまして、ほぼ同等と言って良い状況です。この試験では、品質や収量も「ひとめぼれ」と同等であるという情報もいただいております。

ただ、県内の試験ではばらつきが出ているということで、試験を継続して年次的な変動を確認していく必要があるかと思えます。ただ、ここまで出穂期が大きく違つと、「ひとめぼれ」と同質であるとの判断は難しいとも言えますので、こうした扱いも含めて、今後の試験で判断していきたいと考えております。

○本間委員

興味があるところなのですが、実際にカドミウムが問題になっている地域があるわけで、今後は、そうした地域での試験実施ですとか、実際のカドミウムの吸収性についても確認を行っていくのでしょうか。

○星部長

本品種は国の事業で育成されたという経過から、こちらの事業と連携しながら評価を進めておりまして、カドミウムの吸収性等については、国と連携した研究の中で見ていくこととなります。

それと平行しまして、県では土壤肥料関係の事業研究も進めておりまして、県内における高濃度の水田を利用しながら、カドミウム吸収関係の解析も進めております。

○齋藤会長

ここまで、ポイントを絞って有望系統の協議を行ってきましたが、本審査会では次年度の奨励品種決定調査に供する系統を審議・答申することとなりますので、ここからは、業務用米等を含めた次年度の供試系統全体について、御質問や御意見をいただきたいと思えます。いかがでしょうか。

○高澤委員

水稻に関しては、栽培がしやすく、病害虫に強く、そして良食味のものを、ということになるのでしょうか、「東北228号」の食味試験の結果を見ますと、2回実施されています。2回の結果は傾向が異なっており、1回目のデータにアスタリスクが付いていますが、これは、2回の試験結果に有意な差があるとの意味でしょうか。

○星部長

これは、印が付いている1回目の試験では、対照となる「ひとめぼれ」と差があったという意味です。その後実施した2回目の調査では「ひとめぼれ」と差は無かったため、印を付けておりません。

○加藤委員

業務用米の、「中食・外食のニーズに適應する」という点についてですが、外食向けとなると、用途が非常に幅広いと思います。ある大手牛丼チェーン店さんでは、夕しに合うお米を独自に作ってもらっているそうで、そのお米は非常に高い価格で仕入れているという話を聞きました。

県で奨励品種にする中食・外食向けの品種というのは、あらゆる用途に合うものを目指しているのでしょうか。それとも、多様な用途それぞれに合わせた品種を選ぶのでしょうか。

○星部長

仰るとおり、外食向けの米に関するニーズは非常に多様でして、それぞれに合う品種が求められているところです。育成地ではそういった様々なニーズを考慮して、色々な品種育成を行っているわけですが、奨励品種を選定する際には、その系統の特徴は何なのかをしっかりと把握しながら、どのような外食用途に使えるかを考え、採用していくことが必要だろうと思います。

まずは多収であることが必要ですが、食味については、「ひとめぼれ」並の良食味が求められる場合や、食味はやや落ちてもよい場合もあるでしょうし、輸出米などの用途も考えますと、単純により多収を追求するケースも出てくると思います。

ただ、基本的には、ある程度の食味を確保しながら、多収性を高め、耐病性や耐倒伏性を付与していく、そういう部分に合わせて、どのような外食用途に合うかを掴んでいく、そういう進め方になるかと考えています。

○齋藤会長

ありがとうございました。それでは、資料2ページに平成30年度奨励品種決定調査に供する水稻品種の案がございますが、本件につきましては、原案のとおりとしてよろしいでしょうか。

○各委員

異議なし

○齋藤会長

ありがとうございます。それでは、平成30年度奨励品種決定調査に供する品種（水稻）については、適当であることといたします。

○齋藤会長

では、続きまして、(2)平成30年度奨励品種決定調査に供する品種（大豆）について協議したいと思います。まずは、事務局から御説明をお願いいたします。

○星部長

平成30年度奨励品種決定調査に供する品種（大豆）について説明。

○齋藤会長

ありがとうございました。それでは、御意見や御質問を頂戴したいと思います。いかがでしょうか。

では私からですが、「タチナガハ」について、品質的には他品種よりも評価がよろしくないものの、作り

やすいために県内の作付面積が非常に大きくなっているところです。これを踏まえて、現在有望視されている「里のほほえみ」と「東山231号」を今後、両方採用するというのも想定しているのでしょうか。

○星部長

先程の説明にもありましたが、「あきみやび」について、これは基幹品種として「タンレイ」の後継となることが期待されていたわけですが、低温感受性の関係で、褐目が発生するため、奨励品種廃止となりました。現在、こういった特性も含めて、栽培特性や加工適性を見ているわけですが、状況によっては現在供試中のものを基幹品種として採用することもあります。

そうしますと、かなりの面積になりますので、できれば、あまり奨励品種の数を増やしたくないと考えています。現在供試中の「東山238号」も良い特性を持っていますし、その後継系統も今後出てきますので、そういった状況も踏まえながら、基幹品種として良いものを採用したいと思います。

○本間委員

先程の説明で、「里のほほえみ」は青立ちが多いとのことでしたが、「タチナガハ」も青立ちが多い品種だと思います。程度としては、「里のほほえみ」の方が少ないということでしょうか。今回のデータを見ると、そのように見えますが。

○星部長

「タチナガハ」は栽培方法によって青立ちが出てきますが、「里のほほえみ」はそうではない傾向があります。また、青立ちが多い「タチナガハ」は晩播や狭畦栽培などに向かないわけですが、同様に、「里のほほえみ」もこうした栽培には向かないということもありまして、作付面積が大きくなると、少し無理が出るのではと考えています。

また、青立ちが出ますと、収穫の時にどうしても汁がでまして、汚粒の発生につながります。土や埃が大豆に付着して、加工上の問題になるわけです。ですから、できるだけ青立ちが少ないものを選んでいく必要があります。

○本間委員

「タチナガハ」よりもましなものがあれば、とりあえず奨励品種にするという考えもあるかと思いますが、いかがでしょうか。

○星部長

他の特性なども見ながら、ということになります。が、「里のほほえみ」については、前年度の試験でも青立ちが出るのが分かっていますし、今年度の天候でも再現されています。少しでも青立ちが出るというデータがあれば、やはり問題として考えざるを得ませんし、やはり農家の方に安心して作っていただける品種を選定する必要がありますから、この点は考慮しなければならないと考えます。

○菅原委員

「タチナガハ」は販売面から見ると、引き合いが悪い品種ということで、他県で生産されている「里のほほえみ」の方が販売面で有利であるため、今回の比較試験を実施したわけですが、この「東山231号」については、実需の評価はどうなのでしょう。また、加工試験などは実施しているのでしょうか。

○星部長

今年度は機会がありませんでしたが、次年度以降は実需や卸の評価を聞いてみたいと思います。なお、「里のほほえみ」については、最近の他県の状況を見ますと、品質的にそれほど高い評価を受けているのか、疑問視される状況でして、ロット確保のために宮城県でも採用するべきかと言えば、必ずしもそうではないという考え方もあります。このあたりも踏まえて奨励品種採用を検討していきたいと思います。

○齋藤会長

それでは、7ページにある次年度の供試系統につきまして、予備調査系統は今後育成地から配布系統がされますので、その後、県で供試系統を選定することも含めまして、原案のとおりとしてよろしいでしょうか。

○各委員  
異議なし

○齋藤会長

ありがとうございます。それでは、平成30年度奨励品種決定調査に供する品種（大豆）については、適当であることといたします。

では続きまして、(3) その他としまして、作付面積が県の基準に満たない奨励品種の扱いにつきまして、事務局より御説明願います。

○薄木副参事

作付面積が県の基準に満たない奨励品種の扱いについて説明。

○齋藤会長

ありがとうございました。それでは、御意見・御質問をお願いいたします。

いわゆる、寒冷地・高冷地向けの品種としては、3品種（「やまのしずく」、「ゆきむすび」、「ヒメノモチ」）あるわけですが、代替品種が出てくるまでは維持するべきであろう、また、「たきたて」については、非常に個性が強い品種であるので、維持するべきという説明であったと思います。

○高澤委員

これらの品種について、地域性はどのようになっているのでしょうか。といいますのは、「ゆきむすび」については、鳴子地域で生産されているわけですが、他の品種についても、特定の地域で作られているといった特徴があるのでしょうか。

○薄木副参事

御承知のとおり、「ゆきむすび」は鳴子地域で生産されておりますが、「やまのしずく」につきましても同様に、七ヶ宿で生産されております。「ヒメノモチ」につきましては、山間高冷地向けのもち品種ですので、「みやこがねもち」を作ることができない地域で作られているという状況です。

○齋藤会長

つまり、地域と結びついて作られているということですね。他にございますか。

それでは、御意見は無いようですので、これらについては、引き続き奨励品種として維持するというところでよろしいでしょうか。

○各委員  
異議なし

○齋藤会長

ありがとうございます。今後、奨励品種の改廃がある際には、あらためて皆様にお諮りすることとなりますが、県には、今回の御意見を参考としていただきたいと思っております。

これをもちまして、協議事項は終了となります。

○齋藤会長

では、続きまして、答申案をまとめたいと思いますが、いかが取りはからいましょうか。

○各委員  
議長一任

○齋藤会長

それでは、議長一任との声をいただきましたので、原案が適当である旨を答申させていただきます。なお、具体的な答申内容につきましては、私と事務局に一任いただけますでしょうか。

○各委員  
異議なし

○齋藤会長

ありがとうございます。ここで審議は終了となりますが、本日は県から2件の情報提供をいただくこととしております。まずは、昨年9月の品種審査会でも説明をいただきました、主要農作物種子法廃止後における県の対応について、現時点の情報をあらためて御説明いただきたいと思います。

よろしくお願いいたします。

○薄木副参事

主要農作物種子法廃止後における対応について説明

○齋藤会長

ありがとうございました。それでは皆様から御質問や御意見をいただきたいと思います。

○加藤委員

宮城県としては奨励品種制度を継続するわけですが、法律が無くなるということは、国からの交付金が無くなってしまふのか、そのあたりが心配です。決定調査も何年もかけて実施するわけですが、これも国からの助成なりで実施しているのであれば、今後これを維持していけるのか疑問です。

維持できるから要領等を作るのかなとは思っていますが、その点を教えてください。

○薄木副参事

国では、主要農作物種子法を廃止する法律の付帯決議の中で、「財政措置については、引き続き地方交付税措置を確保し、都道府県の財政部局を含め周知徹底する」ことを示しています。

具体的な交付税の額は示されておりませんが、引き続きの交付税措置はされると伺っている状況です。

○小島委員

この主要農作物種子法が廃止されることが決定してから、種子に関する事業を引き続き県が主体となり実施して欲しいという要望を沢山いただいております。そこで、先程の説明のとおり要綱や要領を定めまし、この審査会につきましても、条例を一部改正はしますが、次年度以降も継続して参りますので、皆様には変わらぬ御協力をお願いいたします。

○菅原委員

種子法廃止後につきましても、県に御尽力をいただけるとのことで、今後ともよろしくお願いいたします。一方で、先程業務用米の話が出たところですが、全農でも業務用米を供給しております。業務用米と一口に言いましても、オールマイティーな「ひとめぼれ」のようなものへの要望もありますが、もっと価格の安いものへの要望も強くなっております。つまり、多収の品種が求められております。

試験畑でも現在、多収品種への取り組みをされているところですが、米卸から全農に対して、こういう種子を使って作付けをして欲しいという要望が非常に多く来ています。

例えば、具体的に品種で言いますと、「ゆみあずさ」や「つきあかり」、「ちほみのり」などでして、全農としては、平成30年度から県内で試験作付けをしていこうかと考えています。

こうした民間の取り組みと県の取り組みがバラバラでは、これはうまくないな、という部分もありますので、今後そういう情報の共有化を図りながらやっていきたいと思いますので、今後ともよろしくお願いいたします。

○齋藤会長

ありがとうございました。他には、ございませんでしょうか。

それでは、もう一件ございます。宮城県では、平成29年7月に「みやぎ米ブランド化戦略」を策定し、みやぎ米の評価向上に取り組んでいるところです。

本審査会は県の奨励品種に関する重要事項を審議する附属機関でございますので、今後における協議の参考とするため、戦略の概要について、情報提供をいただきたいと思います。

○薄木副参事

みやぎ米ブランド化戦略について説明。

○齋藤会長

ありがとうございました。みやぎ米を推進するアイデアや御質問などがあればお願いいたします。

宮城のお米をPRしたいという思いは、皆様共通のものだと思いますが、よろしいでしょうか。

それでは、無いようですので、以上をもちまして審査会の議事を終了させていただき、以後の進行を事務局にお返しします。

○事務局（關口班長）

それでは、以上をもちまして、本日の主要農作物品種審査会を終了させていただきます。委員の皆様には、長時間にわたり御審議いただきありがとうございました。

（11時40分終了）